

野田市水道事業公告 14 号

令和 7 年野田市水道事業公告第 12 号を別紙のように修正する。

令和 7 年 6 月 5 日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

(二重下線の部分は修正部分)

○ 令和 7 年野田市水道事業公告第 1 2 号 (清水配水管布設替工事 (その 1) 部分)

修 正 後		現 行	
清水配水管布設替工事 (その 1)		清水配水管布設替工事 (その 1)	
公告日 令和 7 年 5 月 30 日 1 (略) 2 入札参加資格 入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。		公告日 令和 7 年 5 月 30 日 1 (略) 2 入札参加資格 入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。	
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(2) 工事種目	建設業法 (昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号) 第 3 条の規定により次の許可を受けている者 <u>工 種：土木一式工事及び管工事</u> <u>許可区分：一般建設業又は特定建設業</u> ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が <u>5,000 万円</u> (建築一式工事の場合は <u>8,000 万円</u>) 以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる (建設業法第 1 6 条)。 <u>野田市入札参加資格業者名簿 (建設工事) に「土木一式工事」及び「管工事」で登載されていること。</u>	(2) 工事種目	建設業法 (昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号) 第 3 条の規定により次の許可を受けている者 <u>工 種：土木一式工事及び管工事</u> <u>許可区分：一般建設業又は特定建設業</u> ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が <u>4,500 万円</u> (建築一式工事の場合は <u>7,000 万円</u>) 以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる (建設業法第 1 6 条)。 <u>野田市入札参加資格業者名簿 (建設工事) に「土木一式工事」及び「管工事」で登載されていること。</u>
(3)～(5) (略)	(略)	(3)～(5) (略)	(略)
(6) 配置予定技術者	工事種目において、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任：有</u> ※公告日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が <u>5,000 万円</u> (建築一式工事の場合は <u>8,000 万円</u>) 以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない (建設業法第 2 6 条第 2 項)。	(6) 配置予定技術者	工事種目において、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任：有</u> ※公告日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が <u>4,500 万円</u> (建築一式工事の場合は <u>7,000 万円</u>) 以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない (建設業法第 2 6 条第 2 項)。 <u>※建設業法 (昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号) 第 7 条第 2 号に規定されて</u>

			いる営業所における専任の技術者は、営業所に常勤の必要があるため、主任技術者(管理技術者)になることはできない。
(7)	(略)	(略)	(略)
3～6 (略)		3～6 (略)	

○ 令和7年野田市水道事業公告第12号（清水配水管布設替工事（その3）部分）

修 正 後 清水配水管布設替工事（その3）		現 行 清水配水管布設替工事（その3）	
公告日 令和7年5月30日		公告日 令和7年5月30日	
1 (略)		1 (略)	
2 入札参加資格 入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。		2 入札参加資格 入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。	
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 工 種：土木一式工事及び管工事 許可区分：一般建設業又は特定建設業 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が<u>5,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「土木一式工事」及び「管工事」で登載されていること。	(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 工 種：土木一式工事及び管工事 許可区分：一般建設業又は特定建設業 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「土木一式工事」及び「管工事」で登載されていること。
(3)～(5) (略)	(略)	(3)～(5) (略)	(略)
(6) 配置予定技術者	工事種目において、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者 専任：有 ※公告日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※発注者から直接工事を	(6) 配置予定技術者	工事種目において、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者 専任：有 ※公告日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※発注者から直接工事を

	請け負い、そのうち下請契約の合計額が<u>5,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない（建設業法第26条第2項）。		請け負い、そのうち下請契約の合計額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない（建設業法第26条第2項）。 ※建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号に規定されている営業所における専任の技術者は、営業所に常勤の必要があるため、主任技術者(管理技術者)になることはできない。
(7) (略)	(略)	(7) (略)	(略)
3～6 (略)		3～6 (略)	

○ 令和7年野田市水道事業公告第12号（上花輪新町配水管布設替工事部分）

修 正 後 上花輪新町配水管布設替工事		現 行 上花輪新町配水管布設替工事	
公告日 令和7年5月30日 1 (略) 2 入札参加資格 入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。		公告日 令和7年5月30日 1 (略) 2 入札参加資格 入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。	
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 工 種：土木一式工事及び管工事 許可区分：一般建設業又は特定建設業 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が<u>5,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「土木一式工事」及び「管工事」で登載されていること。	(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 工 種：土木一式工事及び管工事 許可区分：一般建設業又は特定建設業 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「土木一式工事」及び「管工事」で登載されていること。
(3)～(5) (略)	(略)	(3)～(5) (略)	(略)
(6) 配置予定技術者	工事種目において、次の資格を有する者を技術者と	(6) 配置予定技術者	工事種目において、次の資格を有する者を技術者と

	して配置できる者		して配置できる者
	配置予定技術者：主任技 術者又は監理技術者 専任：有		配置予定技術者：主任技 術者又は監理技術者 専任：有
	※公告日において3か月 以上の直接的かつ恒常 的な雇用関係にある者 に限る。 ※発注者から直接工事を 請け負い、そのうち下 請契約の合計額が <u>5,000万円</u> （建築一式 工事の場合は <u>8,000万 円</u> ）以上となる場合 は、監理技術者を配置 しなければならない （建設業法第26条第 2項）。		※公告日において3か月 以上の直接的かつ恒常 的な雇用関係にある者 に限る。 ※発注者から直接工事を 請け負い、そのうち下 請契約の合計額が <u>4,500万円</u> （建築一式 工事の場合は <u>7,000万 円</u> ）以上となる場合 は、監理技術者を配置 しなければならない （建設業法第26条第 2項）。 ※ <u>建設業法(昭和24年 法律第100号)第7 条第2号に規定されて いる営業所における専 任の技術者は、営業所 に常勤の必要があるた め、主任技術者(管理 技術者)になることは できない。</u>
(7)	(略)	(略)	(略)
3～6	(略)	3～6	(略)